

論 文

大学アーキビストが行う研究について考える

菅 真 城

はじめに―前提―

筆者は、二〇一三年に『大学アーカイブズの世界』（大阪大学出版会）を刊行し、いくつかの書評を得た。本稿では、書評でなされた拙著への批判を手がかりに、大学アーキビストが行う研究について考えたい。

拙著第七章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」では、大学アーカイブズは資料を「活用」するところではなく「公開」するところと論じ、「大学は教育研究機関であり、国立大学アーカイブズのアーキビストには、多くは教員が配置されている。その教員は、(歴史)研究の業績によってアーキビストとして採用されている。教員の職務は教育研究を行うことであり、アーキビストと教員との折り合いをいかにしてつけるのか。大学アーカイブズ独自の問題がここに存在する。」(二八一頁)との問題提起を行った。この論文の初出は二〇〇六年であり、筆者自身アーキビストとしてどうすればよいか悩んでいた時期である。

この拙論に対して、いくつか書評で取り上げていただいた。

西山伸は、「アーカイブズは「活用」よりも「公開」するところであるという著者の意見に評者も賛成であるが、日本の大学アーカイブズ全体を見れば、この意見が主流とは必ずしも言い切れないように思われる。」<sup>1)</sup>(二二九頁)と拙論に賛意を表しつつも、それが少数意見であることに注意している。奥平晋は、「大学アーカイブズ独自の問題として、著者も指摘するように「アーキビストと教員との折り合いをいかにしてつけるのか」(二八一頁)という点が問題となろう。教育研究を行うのが、つまり教員の職務であるからである。即座に解答に至る問題ではないが、更なる考察が欲しかった箇所でもある。」<sup>2)</sup>(一九三頁)と指摘している。田中智子も奥平と同様に、「それに対する結論や提案がなかったのが残念である。」<sup>3)</sup>(七五頁)と注文を付けている。拙著は、基本的に初出論文をそのままの形で掲載した。そのため、考察に不十分な点があったことは否めない。さらに、初出論文から拙著出版の間になされた清水善仁の研究に触れていないのは、研究者としての倫理や誠意といった点でも問題である。特に清水の「大学アーキヴィスト論」は先の書評とも大きく関わる論点がある。そこで、章

を改めて、まずは清水の議論を紹介することから始めてみたい。

## 一 清水善仁の研究に学ぶ

清水善仁の論文「大学アーキヴィスト論」は、大学アーキビストに整理者、研究者、管理者、教育者の四つの側面があることを指摘し、なかでも教育者としての大学アーキビストを強調している点に独自性がある。そして、大学アーカイブズ理念や機能に教育活動を位置づけている。その際注意しておかなければいけないのは、現在の日本の国立大学アーキビストの多くが、教授、准教授といった教育職であるから教育活動を行うわけではなく、大学アーカイブズの役割から教育職の有無にかかわらず、大学アーキビストは教育者としての役割を果たすべきと論じていることである。

筆者はこの清水の議論に賛意を表す。清水は研究者としての大学アーキビストについても論じており、これは本稿の主題と大きく関わらぬ。そこで、以下に清水の議論を紹介しておく。

「アーキヴィストには資料整理にかかわる研究だけでなく、アーカイブズ学研究や大学史研究の担い手としての側面がある」(一一頁)

「大学史研究は大学の成立や展開の過程を理解するための要素として重要であり、大学アーキヴィストが担うべき研究と位置づけられる」(一二頁)

「アーキヴィストの専門性は研究者の専門性の一部を包摂するもの」

(一二頁)

「両者間では大学史研究の目的が異なるという点である。つまり、大学アーキヴィストの大学史研究の目的は、大学に関わる歴史的事実や経過を明らかにすることで、その大学を理解し、かつ資料整理のための情報を得ることである。他方、大学史研究者の大学史研究の目的は、過去の歴史的事実の解明にとどまらず、それを歴史的な変遷のなかで評価し位置づけることにある。」(一二頁)

このように清水は、大学アーキビストが行う研究を、資料整理にかかわる研究、アーカイブズ学研究、大学史研究に三分しており、大学史研究も大学アーキビストが行う研究として認めている。ただし、大学史研究でも、大学アーキビストの行う大学史研究と大学史研究者が行う大学史研究とは目的が異なるとする点については、大いに注目しておく必要がある。安藤正人は、「コンテキスト研究はアーカイブズ学、コンテンツ研究は歴史学という、相互批判を前提にした、ある種の学問的分業関係が存在する」(三三頁)<sup>5)</sup>と述べている。清水の見解は、この安藤のコンテキスト研究とコンテンツ研究に対応する。アーキビストが行う大学史研究は、コンテキスト研究なのである。一括りに大学史研究とするのではなく、コンテキスト研究とコンテンツ研究を区別することは、大学アーキビストが行う研究を考えるうえで非常に重要な視点である。

なお、公文書館法第四条は、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記

録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。」とある。「研究」を行うのは大学アーカイブズ特有の業務ではなく、アーカイブズ一般で行わなければならない業務なのである。したがって、教員であろうとなかろうと、大学アーキビストは研究を行わなければならないのである。その際、公文書館法解釈の要旨が、「これに関連する調査研究」とは、「歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究」のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究が中心となるものである。」とされていることにも注意しておきたい。公文書館法で言われている研究もコンテキスト研究なのである。

## 二 そして考えた

### (1) 筆者の経験に即して

さて、筆者が拙論のような考えを持つに至ったのは、今から振り返れば筆者の経験したところの影響が大きいように思われる。そこで、筆者の経歴を振り返っておこう。

筆者の学部・大学院時代の専門は日本古代・中世史である。元々は歴史学である。それがたまたま教務補佐員(非常勤職員)という立場ではあるが、広島大学五十年史編集室に職を得、大学史の編纂に従事することになった。大きくいうと歴史学というくりではあるが、専

門は全く異なる。正直、そのことに対する葛藤はかなりあった。日本史研究を継続しようとしたが、論文執筆は進まなかった。かといって、大学史の論文も書けなかった。その後職場は、広島大学文書館設立準備室→広島大学文書館→大阪大学文書館設置準備室→大阪大学アーカイブズと変わった。

この間の筆者の職階であるが、前述したように最初は教務補佐員であった。広島大学五十年史編集室では二人の教員を要求していたが助手一人しか認められず、残りの一人は教務補佐員とせざるを得なかった。途中一年間(正式には任用手続きの関係で一ヶ月間)助手になった(正式な配属先は大学院文学研究科であった)。助手採用にあたっては当然論文審査がなされるわけだが、筆者が提出した論文はすべて大学院時代に書いた日本古代・中世史に関するものであった。その業績で大学史を本務とする助手になることへの葛藤もあった。五十年史編集室に追加の助手は一年間しか付けてもらえなかったため、その後は教務補佐員に戻った。給与面では数百万円規模での減額で待遇は変わったが、業務内容には変わりはなかった。その後も教務補佐員は長く続き、助手になったのは、広島大学文書館時代の最後の半年間だけであった。この時には、大学史やアーカイブズ学に関する論文も書いていた。その後、職場を大阪大学に移し、講師→准教授→教授となったが、いずれの時も全国公募が行われ、任期制という不安定な地位である。

拙著第七章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」の初出論文は、広島大学文書館設置準備室で二度目の教務補佐員時代に書

いたもので、筆者にとって二本目のアーカイブズ学論文になる。アーカイブズ学として洗練されているとは言いがたく、また、上述した自らが置かれた立場に対する葛藤をぬぐうことはできなかった。教員とアーキビストとの関係に悩んだのはこういった背景があった。

## (2) 研究の身

もう少し、筆者の個人的事情にお付き合いいただきたい。前述したように、筆者は歴史研究者↓大学史編集(研究)者↓アーキビストというキャリアを経てきたわけだが、アーキビストとしてどういう研究を行ってきたか振り返っておきたい。

さきに、清水善仁が大学アーキビストが行う研究を、資料整理にかかわる研究、アーカイブズ研究、大学史研究に三分していることをみたが、資料整理にかかわる研究はアーカイブズ研究に含まれると考えることも可能だろう。

筆者の場合、業務の関係上、大学史研究からスタートした。しかも、コンテンツ研究からであり、コンテキスト研究を意識しだしたのはアーキビストになってからのことである。業務としてコンテンツ研究は行ったが、コンテンツ研究に没頭することはなく、たいした成果を上げることもできなかった。コンテキスト研究は業務上の必要から必然的に行うようにはなったが、未だ論文化したことはない。

一方、アーカイブズ学研究であるが、アーキビストとして行うべき研究はこれに見いだした。未だ道半ばではあるが、単著を出し、それで博士の学位を授与された。

## (3) 教員とアーキビストということ

このようにして、筆者は大学アーキビストとしての実務と研究・教育を重ねてきた。現在の筆者は教員の立場であり、アーキビストとしての実務とともに教育研究活動を行っている。そして、アーキビストと教員の関係は矛盾する事柄ではないとの考えに至った。

大学アーキビストが担う役割は多様であるが、それを教員と職員とで区分する必然性はないのである。職員であっても研究を行わなければ、それを日常業務にフィードバックすることはできない。ただし、日本の現状では、職員が教育に主体的にかかわるには制度的な制約がある。この点、教員と職員とは異なることがあるが、教育職の有無にかかわらず大学アーキビストは教育にかかわるべきであるという清水の指摘を再度想起しておきたい。

大学アーキビストが教員・研究者であっても、それが研究、特に歴史(コンテンツ)研究を行うにあたっては、一般利用者と同一でなければならぬ。教員や研究者は独占的な資料利用者ではないのである。「歴史研究者はまずアーキビストたれ」と言った高埜利彦の提言を今一度思い出してもらいたい。

## (4) アーキビストの倫理綱領の適用について

一九九六年に国際アーカイブズ評議会(ICA)総会で採択された「アーキビストの倫理綱領」には、以下の条文がある。

八、アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らある

いは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。

(中略)

アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。<sup>7)</sup>

拙論ではこれを引用し、「ここで改めてアーキビストの倫理綱領を持ち出したのは、「活用」という言葉の中に、一般利用者に優先してアーキビストが自らの研究のために資料を「活用」する危険性を感じるからである。アーキビスト＝歴史研究者ではないのである。」(一七九頁)と論じた。

これに対して、田中智子は、「大学アーカイブズにおいてもこの倫理綱領をそのまま当てはめるべきものか、筆者は甚だ疑問に思う。大学アーカイブズは一般の公文書館とは異なり、研究機関であることが多い。現に、筆者が勤務する立教学院史資料センターも(下略)」「(七五頁)との批判を加えた。当時田中が勤務していた立教学院史資料センターの実態を反映してのものである。

立教学院史資料センター規程では、センターについて以下のように規定している。

(目的)

第二条 センターは、立教学院(以下「本学院」という。)の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第三条 センターは、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査・研究およびその成果の発表
- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
- (4) 資料の公開およびレファレンスサービス
- (5) 本学院内における立教史の教育に関する事業
- (6) その他第二条の目的達成に必要な事項

「研究」も「公開」もセンターの事業として位置づけられている。

一方、立教学院史資料センターのウェブサイトで、センター案内Vセンターの機能をみると、「資料の収集・整理・保存」「年史編纂」「研究」「教育」「その他」に大別されており、「その他」のなかに「所蔵資料の公開や、立教史に関するレファレンスについては、個別に対応させていただいております。」との説明がある。「研究」は機能でも「公開」はその他に過ぎないのである。「研究」も説明文を読むと歴史研究、しかもコンテンツ研究である。やはり、立教学院史資料センターは、大学アーカイブズではあるが研究機能的性格が強く「公開」は二次的業務であるといえるであろう。

ここで、大学アーカイブズははたして研究機関なのかという疑問がわく。大学アーカイブズに限らずアーカイブズには研究が必須である。だが、何度も述べてきたように、そこで求められているのはコン

テキスト研究である。コンテンツ研究を大学アーキビストの一次的業務とすることには、筆者ははなはだ懐疑的である。

森本祥子は、アメリカ・アーキビスト協会、カナダ・アーキビスト協会、オーストラリア・アーキビスト協会、国際アーカイブズ評議会、アメリカ・アーキビスト協会、イギリス・アーキビスト協会によるアーキビストによる所蔵資料を用いた研究についての規程を表2としてまとめている。そして、「ここから明らかなことは、アーキビストが個人的に勤務先の所蔵資料を用いた歴史研究をすることは想定されていない、勤務先自体が機関として歴史研究をすることは想定されアーキビストが担うということが想定されていない」(一二九頁)と論じている。

また、安藤正人は、「アーキビストがコンテンツ研究に踏み込むことには慎重さが要求されます。整理中でまだ一般公開されていない史料群について、コンテンツ研究の成果を中間報告することは差し支えないけれども、その段階でコンテンツ分析に踏み込んで歴史の論文を書くというようなことは、いわば整理者の特権乱用であり、アーキビストの倫理に反します。」(三三三頁)と述べている。

大学アーカイブズもアーカイブズであるならアーキビストの倫理綱領については遵守すべきであるというのが、本章の小括である。

### 三 歴史研究・年史編纂と大学アーカイブズ

今後大学アーカイブズを設置していくためには、大学アーカイブズ

と年史編纂や歴史研究を峻別していかなければならないという拙論に對して、田中智子は、「年史編纂や歴史研究と峻別する必要はないのではないか」(七四頁)との批判を加えた。

それに対しては、筆者が経験した広島大学・大阪大学(国立大学)では、年史編纂・歴史研究と峻別しなければならぬ大学アーカイブズは設立できなかったという事実をまずは示したい。

年史編纂は、時限的プロジェクトの場合が多いのに対して、大学アーカイブズは継続的業務である。年史編纂とアーカイブズ業務はそもそも目的が別なのである。さらに、大学アーカイブズが年史編纂を抱え込むと、評価選別や資料整理などアーカイブズの基幹業務が機能不全に陥る危険性すらあると思う。大阪大学では、来たるべき『大阪大学百年史』(大阪大学の創立百周年は二〇三一年)の編纂主体は大阪大学アーカイブズではなく、別途編集室を設けなければならないと長年主張している。<sup>11)</sup>

年史編纂と大学アーカイブズの関係については長い議論があるが、ここでは折田悦郎の見解を紹介しておこう。折田はこのように言う。

「年史編集事業→アーカイブへ」という考え方の有効性や、アーカイブセクションでの歴史研究が語られることが多いが(中略)、筆者は「年史編集事業→アーカイブへ」という考え方を無前提に評価することには疑問を持つている。それは確かにアーカイブは親機関の歴史を研究するという点で大学史研究を行うけれども、年史編集の「事業」そのものとアーカイブの機能は異なっており、

この両者は明確に区別すべきである。(一二頁)<sup>12)</sup>

九州大学において、年史編纂から大学アーカイブズへというあゆみをもつて経験した折田のこの指摘の意義は重い。

また、近年、森本祥子はアーキビストの倫理綱領から、年史編纂事業とアーカイブズ事業の異同について論じている。<sup>13)</sup>

田中と筆者の見解の相違はどこからくるのであろうか。それは、所属組織の性格の相違、前提の相違だと思われる。「大学アーカイブズ」といっても、そのイメージしているものが大きく違うのであろう。では、日本における大学アーカイブズとは何なのか。

その問いに答えることは難しい。国立大学と私立大学とは大きく異なることが長く指摘されてきたし、筆者もそう書いたことがある。<sup>14)</sup> 全国大学史資料協議会は、大学アーカイブズや大学史編纂室が集まった組織だが、英語では、The Japanese Association of College and University Archives とアーカイブズを名乗っている。加盟校は私立大学中心で、二〇二〇年五月現在で一〇〇会員校、うち組織名に歴史の「史」を用いている会員校が四九校と約半数である。やはり歴史とは関係が切れないのが現実である。同協議会が二〇〇五年に刊行した『日本の大学アーカイブズ』<sup>15)</sup>では、そのようなあり方を「カオス」と表現していたが、その後「カオス」化はますます進んでいるように思われる。

その一因は公文書管理法にある。二〇一一年に施行された公文書管理法により、国立大学アーカイブズは「国立公文書館等」に指定され

るようになった。そうすると、取り扱う主要な資料は法人文書(事務文書)となる。一方、私立大学でも事務文書を扱う組織(機関)アーカイブズの必要性は認識されながらも、その困難さがしばしば語られる。平井孝典は、拙著への書評で、「機関アーカイブズ」の性格を強めると、従来とは異なり、大学アーカイブズも純粋なアーカイブズに接近する<sup>16)</sup>(一六六頁)と述べたが、国立大学アーカイブズは純粋なアーカイブズ化しつつあるのである。筆者の思考も、そのような自らが扱われた環境と無関係ではいられない。

## おわりに

本稿によって、大学アーキビストが教員であろうとなかろうと、教育研究を行わなければならないことが判明したと思う。アーキビストと教員は、そのアイデンティティを悩むべき関係ではなかったのである。筆者は博士論文(二〇一四年)で、大学アーカイブズを以下のように性格づけた。

大学アーカイブズは親機関である大学が作成・収受した資料の移管を受ける「機関アーカイブズ」を基軸としつつも、大学という教育研究機関という親組織の性格に照らして、「教育研究」資料をはじめとする個人・団体等からの資料の収集も行う「収集アーカイブズ」としての側面も持った「トータルアーカイブズ」であるべき<sup>17)</sup>

「トータルアーカイブズ」としての大学アーカイブズ像を提示したが、筆者はその後ますます「機関アーカイブズ」に重点を置いているのかもしれない。平井孝典の指摘のように、純粋なアーカイブズ化してきているともいえるであろう。

毛塚万里は、純粋なアーカイブズについて以下のように論じている。

アーカイブズ機関は、親組織と関係が密接であり、親組織の文書のライフサイクル全般にわたって一貫した管理を担う。文書の作成段階から関与し、永久保存すべき文書を確実に廃棄するシステムをつくり、「組織（または機関）アーカイブズ」として機能する。これが、アーカイブズシステムの基本形であり、非現用となつてから、親組織の文書を「収集」する姿は国際標準ではない。<sup>18</sup>（三四頁）

筆者の描く大学アーカイブズ像もこれに近づいている。

これまでみてきたように、日本の大学アーカイブズ界を見渡してみると、国立大学と公・私立大学とは大きく状況が異なっていることがわかる。これは大学アーカイブズがどのような戦略を選択するかというこのみでなく、大学が大学アーカイブズに何を求めているかによっても変わってくる。国立大学か私立大学か、公開か活用か、コンテンツ研究かコンテンツ研究かという二項対立的思考では、なにも生み出さないように思える。しかし、日本の現状において、大学アーカイブズの「カオス」ともいえる多様性は認めながらも、大学アーカ

イブズの核となるものは、それぞれの組織において自覚的に意識しておく必要があるであろう。

拙著の分析対象が国立大学のみで私立大学を念頭においていないという批判をたびたび受けてきた。これに対しては、「大学アーカイブズ考2題―私立大学・認証評価―」<sup>19</sup>において回答を試み、私立大学も公共性を有する存在であるから機関アーカイブズ抜きには存在し得ないことを論じた。これは、大学アーカイブズとして機関アーカイブズ機能の必要性を指摘したことでもある。

繰り返しになるが、現在の日本の大学アーカイブズは多様である。それを前提としつつも、大学アーカイブズの核となるものを押さえ、相互交流、切磋琢磨していくことによって、大学アーカイブズの新たな扉が開かれることを期待して、擲筆することとする。

#### 注

- (1) 西山伸「書評 菅真城著『大学アーカイブズの世界』」『京都大学文学館研究紀要』第二二号、二〇一四年。
- (2) 奥平晋「書評 菅真城著『大学アーカイブズの世界』」『中央大学史紀要』第二〇号、二〇一六年。
- (3) 田中智子「菅真城『大学アーカイブズの世界』」[GCAS Report] Vol.5、二〇一六年。本稿での田中の論はすべてこの書評による。
- (4) 清水善仁「大学アーキヴィスト論」『京都大学文学館研究紀要』第八号、二〇一〇年、清水善仁「大学アーカイブズ活動戦略論」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第八号、二〇一二年。

- (5) 安藤正人「歴史学とアーカイブズ学の課題」『歴史学研究』No.967、二〇一八年。
- (6) 高埜利彦「歴史研究者はまずアーキビストたれ」『近世史研究とアーカイブズ学』青史出版、二〇一八年、初出一九九八年。
- (7) 小川千代子・高橋実・大西愛編著『アーカイブ事典』大阪大学出版会、二〇〇三年、二七二頁。
- (8) [https://www.rikyo.ac.jp/research/institute/rikyo\\_archives/](https://www.rikyo.ac.jp/research/institute/rikyo_archives/) (参照 二〇二〇年六月一六日)
- (9) 森本祥子「アーキビストが年史編纂にかかわるとき―古くて新しい課題を倫理綱領から考える―」『大学史論輯 叢誌』第一三三号、二〇一八年。
- (10) 安藤前掲注(5) 論文。
- (11) 阿部武司「大学史の編纂と文書館」『アーカイブズと私―大阪大学での経験―』クロスカルチャー出版、二〇二〇年、初出二〇一〇年。
- (12) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学文書館研究紀要』第一号、二〇〇二年。
- (13) 森本前掲注(9) 論文。
- (14) 菅真城「第二分科会に参加して―あるべきアーカイブズといまあるアーカイブズ―」『研究叢書第三号 大学アーカイブズの設立と運営―二〇〇一年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学―』全国大学史資料協議会、二〇〇二年。
- (15) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、二〇〇五年。
- (16) 平井孝典「書評 菅真城著『大学のアーカイブズの世界』」『レコード・マネジメント』No.88、二〇一五年。
- (17) 菅真城「大学アーカイブズの理念、設立及び活用に関する研究」(博士論文・広島大学)、二〇一四年。
- (18) 毛塚万里「日本のアーキビストの現状と問題点」NPO知的資源イニシアティブ編『これからのアーキビスト―デジタル時代の人材育成入門―』勉誠出版、二〇一四年。
- (19) 菅真城「大学アーカイブズ考2題―私立大学・認証評価―」『レコード・マネジメント』No.71、二〇一六年。

※本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号20K01421「公的文書の管理・保存におけるアーキビストとジェネラリストの役割に関する比較研究」(研究代表者…高橋明男)による研究成果の一部である。

(かん まさき・大阪大学アーカイブズ)

## Considering research conducted by university archivists

KAN Masaki

### Abstract

I published “*The World of University Archives*” in 2013, and I obtained several book reviews.

In this article, I consider the research conducted by university archivists using book reviews as their basis.

As a result, it became clear that university archivists, regardless of being faculty members, must conduct education and research. In particular, further contextual research must be conducted.